

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年5月18日

大分地方法務局宇佐支局 登記官 富永美香

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (m ²)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3231 -2024 -0022	東国東郡姫島村 字両瀬 4912番	墓地	153	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	持分2分の1 表題部所有者として記録 すべき者がいない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)